

審決分類	審判 査定不服 商 4 条 1 項 1 1 号一般他人の登録商標 W03
管理番号	1421485
総通号数	40
発行国	JP
公報種別	商標審決公報
発行日	2025-04-25
種別	拒絶査定不服の審決
審判請求日	2023-12-07
確定日	2025-02-21
事件の表示	国際登録第 1 6 5 6 8 4 3 号に係る国際商標登録出願の拒絶査定に対する審判事件について、次のとおり審決する。
結論	原査定を取り消す。 本願商標は、登録すべきものとする。
理由 1 手続経緯 本願は、2 0 2 1（令和 3 年）年 8 月 2 4 日にシンガポールにおいてした商標登録出願に基づき、パリ条約第 4 条による優先権を主張して、2 0 2 2（令和 4）年 2 月 2 2 日に国際商標登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下のとおりである。 2 0 2 3（令和 5）年 1 月 2 0 日付け：暫定拒絶通報 2 0 2 3（令和 5）年 5 月 1 日：意見書、手続補正書の提出 2 0 2 3（令和 5）年 8 月 2 5 日付け：拒絶査定 2 0 2 3（令和 5）年 1 2 月 7 日：審判請求書の提出 2 本願商標 本願商標は、別掲 1 のとおりの構成からなり、第 3 類に属する日本国を指定する国際登録において指定された商品を指定商品として、国際商標登録出願されたものであり、指定商品については、上記 1 の手続補正書により、別掲 2 のとおり補正されたものである。 3 原査定の拒絶の理由（要旨） 原査定において、本願商標が商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第 5 4 3 2 7 7 7 号商標（以下「引用商標」という。）は、別掲 3 のとおり「S H I Z E N」の文字を横書きしてなり、平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日に登録出願、第 3 類及び第 3 5 類に属する商標登録原簿記載のとおりの商品及び役務を指定商品及び指定役務として、同 2 3 年 8 月 1 9 日に設定登録されたものであり、その商標権は、現に有効に存続しているものである。 そして、原査定は、本願商標の構成中「S H I Z E N」の文字部分を分離抽出した上で、本願商標と引用商標とが類似すると認定、判断し、本願を拒絶したものである。 4 当審の判断 本願商標は、別掲 1 のとおり、交差する 8 本の円弧を内包する円の図形（以下「図形部分」という。）を上段に配し、中段に「I R E N」の文字を大きく横書きし、下段に「S H I Z E N」の文字を小さく横書きしてなる（以下「文字部分」という。）ところ、図形部分と文字部分とは、上下に離れて配置され、大きさも態様も異なるため、これらは、視覚上分離して看取されるものである。 そして、文字部分についてみると、中段の「I R E N」の文字は、太字で一際大きく表されているのに対し、下段の「S H I Z E N」の文字は、中段の「I R E N」の文字に比べ、極めて小さく表されていることからすれば、視覚上、「I R E N」の文字部分が、特に看者の注意をひく部分であるといえる。 また、中段の「I R E N」の文字が、辞書等に載録のない一種の造語として認識されるものであるのに対し、下段の「S H I Z E N」の文字は「自然」に通じる語であり、本願の指定商品との関係においては、自他商品の識別標識としての機能が弱いといえるものである。 そうすると、本願商標の文字部分においては、「I R E N」の文字が、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと判断するのが相当であり、本願商標の文字部分から「I R E N」の文字を捨象し、「S H I Z E N」の文字のみをもって自他商品の識別標識として取引に資されるものとはいえない。 他に、本願商標に接する取引者、需要者が殊更「S H I Z E N」の文字部分に着目するというべき特段の事情も見いだせない。 してみると、本願の指定商品が引用商標の指定商品及び指定役務と類似の商品を含むものであるとしても、本願商標の構成中、「S H I Z E N」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定の判断は、妥当なものとはいえない。 他に、本願商標と引用商標とが類似するというべき事情は見いだせない。 したがって、本願商標が商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。 その他、本願について拒絶の理由を発見しない。 よって、結論のとおり審決する。	
別掲	別掲 1 本願商標 <figure figure_id = 0/> 別掲 2 本願の指定商品 第 3 類「 Non-medicated skin serums; non-medicated skin care beauty products; serums for cosmetic purposes; facial serums; cosmetic creams and lotions; cosmetic moisturisers; cosmetics and cosmetic preparations; cosmetics in the form of gels; cosmetics in the form of oils; disposable wipes impregnated with cleansing compounds for us

	e on the face; cleansers for the face; skin cleansers; skin care preparations; skin moisturizers; skin moisturizer masks; toners for cosmetic use; toning lotion, for the face, body and hands; topical skin sprays for cosmetic purposes; wipes impregnated with cosmetic lotions; wrinkle-minimizing cosmetic preparations for topical facial use; sprays [preparations] for the body, other than for medical use; mineral water sprays for cosmetic purposes; skin fresheners [cosmetics]; powders for cosmetic purposes; powders for skin care; cosmetic acne cleansers; cleansing foam; beauty preparations; beauty masks; cleansing facial masks; masks for the face [cosmetic]; lip care preparations; exfoliants; oils for cosmetic purposes; oils for perfumes and scents; perfumery; essential oils; essence lotions for skin care; cosmetic sun-protecting preparations; cosmetic sun-tanning preparations; cosmetic sunscreen preparations; non-medicated creams for application after exposure to the sun; SPF sun block sprays; sun block; sunscreen preparations; sun-tanning preparations; facial oils; eye cream; hand creams; make-up remover; make-up removing preparations; micellar water; conditioning preparations for the hair; cosmetic preparations for the hair and scalp; cosmetic hair lotions; creams for the hair; hair care lotions; hair balm; hair care preparations, not for medical purposes; hair masks; hair nourishers; hair oils; serums for cosmetic purposes; non-medicated hair care products; tonics [cosmetic].」 別掲3 引用商標 <figure figure_id = 1/>
審理終結日	2024-12-09
結審通知日	2024-12-11
審決日	2025-01-24
	1656843
審決分類	T18・26-WY(W03)
最終処分	01 成立
商標の称呼	アイレンシゼン、イレンシゼン、アイレン、イレン、シゼン
代理人	杉村 憲司
代理人	杉村 光嗣
代理人	中山 健一
代理人	門田 尚也
代理人	長嶺 晴佳